

『讃岐典侍日記』の「常陸殿」

——「典侍藤原房子」説の問題点と「歌人肥後」説の可能性——

高野瀬 恵 子

『讃岐典侍日記』は、『蜻蛉日記』以来の女流日記文学の自照性と記録性を受け継ぐものであるが、同時に作品が成立した十二世紀初頭の過渡的状況をも映し出す作品である。具体的には、堀河天皇の闘病から崩御への日々と新帝即位関連の諸行事等、宮廷生活の描写には王朝貴族文化の伝統が色濃く残る一方で、作者の悲嘆と追憶の記述には、『更級日記』までの女流作品とは異なる院政前期の要素が見受けられる。本稿は、作者長子が日記の読者として選んだ「常陸殿」に関する諸考察の流れを整理し、一部に和歌研究の成果や方法を取り入れつつ、現在有力となっている「常陸典侍藤原房子」説¹⁾と、かつて否定された「歌人肥後（肥後集）作者、後年の別称は「常陸）」説²⁾についての再検討を行うものである。

1 「常陸殿」をめぐる諸説とその流れ

『讃岐典侍日記』執筆の動機と意図とを考える上で重要な下巻の跋文は、「常陸殿」について考察する際にも最も重要な部分である。

「わが同じ心に偲びまゐらせむ人と、これをもろともに見ばや」と思ひまはずに、偲びまゐらせぬ人は誰かはある。されど、われをあひ思はざらむ人に見せたらば、世にわづらはしく洩れ聞

こえむもよしなし。また、あひ思ひたらむ人も、方人などならむ人は、映えなき心地すれば、「このみかどにあひたらむ人もがな」と思ふに、「常陸殿ばかりぞ、このみかどにあひたる人はあなれ」と思ひ、迎へたれば、思ふも著く、あはれに心安く渡られたり。日暮らしに語らひ暮らして。

（小谷野純一『讃岐典侍日記全評釈』による。以下同じ。ここは私意により一部の漢字を仮名に直し、傍線を付した。）

「このみかどにあひたらむ人」の部分について、かつては「みかど＝帝（堀河帝）」とする解釈も行われたが、³⁾現在では「みかど＝三廉」として「この三つの事項に相応しいような人」と解釈されている。⁴⁾即ち、この跋文は、長子が日記を見せて共に堀河帝を偲ぶに相応しい人として、

①堀河帝を「偲びまゐらせ」る人であること。

②「われをあひ思」う人（私に好意を持つ人）であること。

③「方人など」ある人（仲間・味方を持っている人）であること。の三つを考慮し、それに適う人物として常陸殿を選んだと読み取ることができよう。

この常陸殿は、下巻半ばの「堀川の泉の見物」から「扇引き」に

続く記事に見える「常陸殿」と同一人物と見られる。

六月になりぬ。暑さ所狭きにも、先づ、こぞのこの頃は、事もなく、御心地よげに遊ばせ給ひて、堀川の泉、人々、「見む」とありしを、何とおぼしめししにか、あながちにすすめつかはししかば、「おぼしめしことなれば、先づ明日」とて、われは出でて、人たち待ちしに、二車ばかり乗り連れて、日ぐらし遊びて帰りしに、「われは、こよひとまりて、心安き所にてうち休まむ」と思ひて、とどまりしを、常陸殿といふ女房、「あなゆゆし。ただ参らせ給へ。『扇引きなど人々にせさせむ』などありし。御扇どもまうけて、待ちまゐらさせ給ふに」とあれば、この人たちに具して参りぬ。

この記事は「六月になりぬ」と述べた上で「こぞのこの頃」を回想するので、天皇が崩御した嘉承二（一一〇七）年六月頃の出来事を述べていると考えられる。天皇が死に至る病に伏したのがこの月二十日で、回想で描かれているのは六月月上旬頃である。記事によると、常陸殿は「泉見物」の後で堀河天皇が「扇引き」を計画していることを知っていて、長子と共に帰参するよう促している。つまり常陸殿は天皇の行動や意向を知り得る環境に居た人物で、長子とも顔見知りであったことなるう。

この「常陸殿」について最初の考察を示されたのは、女流日記研究の先駆者玉井幸助氏であった。玉井氏は『讚岐典侍日記通釈』において、『中右記』寛治七年五月五日条に詳細に記録された「郁芳門院根合」に、左方女房として見える「常陸（常陸殿）」⁵⁾、及び同右方女房の「院常陸（院常陸）」⁶⁾を挙げ、「是等の人の中か」とされた。これは堀河天皇時代の記録から「常陸」を求めた最初のものである。しかし、

宮崎莊平氏が、「根合」記録の二人の常陸は天皇女房であることを示す「内」が付されていないから女院女房と見るべきだとし、玉井説を否定した。⁷⁾確かに「郁芳門院根合」の女房たちには「内」「院」が付された女房とそうでない女房とがあり、これは女房らの所属の違いを示すと考えられるので、宮崎氏の批判は尤もである。次いで氏は、「わが同じ心に偲びまゐらせん人」「このみかどにあひたる人」と呼べる女房ならば崩御時に素服を賜ったであろうと推測され、記録に残る素服の女房中に「常陸」は見当たらないものの、「因幡・肥後（以上、掌侍）（『中右記』『為房卿記』）とあるのに注目された。堀河天皇に仕えていた肥後内侍は、『尊卑分脈』や『中右記』承徳二年三月七日条などによつて高階基実女基子と知られるが、氏は高階基子が「堀河帝崩御まで勤仕して、素服を賜ったことは証することができぬ」とされ、掌侍肥後が『肥後集』作者と同一人物である可能性について追究された。『肥後集』作者には「常陸」の別称があり、『讚岐典侍など全く及びもつかぬ、歌才に恵まれ、隆盛期の堀河院歌壇にはなばなく臨んだ女房であった」⁸⁾し、『俊忠集』には肥後と俊忠との堀河院追慕の贈答があつて、この歌人肥後が堀河天皇を偲ぶ心が深かったと見られるので、『讚岐典侍日記』跋文の「常陸殿」に相応しいとの論である。しかし、宮崎氏の説は、肥後内侍＝『肥後集』作者とした点に大きな問題があつた。そこで、守屋省吾氏は、「常陸殿」についての玉井・宮崎両氏の説を否定され、併せて『中右記』に見える「常陸典侍房子」（嘉保元年四月五日条等）の存在を指摘して、「常陸殿」は「典侍藤原房子」であるとの見解を打ち出された。この「常陸典侍房子」は、玉井氏によつて堀河院の乳母の一人である大式三位家子（常陸介藤原家房女）と

同一人物と見なされていたのを、守屋氏が『中右記』の記述を検討した結果、同一人物ではなく家子の姉妹と考えられることを示したのであった。この守屋氏の「常陸殿Ⅱ典侍房子」説は、記録から房子の存在を拾い上げたことに加え、大式三位乳母(家子)と常陸典侍房子の關係が、藤三位乳母(兼子)と讃岐典侍長子の關係と重なってくるために、長子と房子に親密な交際があつても自然だと感じられる点で、説得力があつた。そのため、前掲の小谷野『全詳釈』や『新編全集26 讃岐典侍日記』の頭注も、この守屋説に従つて「常陸殿」を藤原房子と注している。

このように、現在は「常陸殿」を「藤原房子」と見る説が有力であると思われるが、実は、この「常陸殿Ⅱ藤原房子」も全く問題が無いわけではない。というのは、典侍藤原房子の存在は『中右記』でこそ確認されるものの、常陸典侍は『讃岐典侍日記』上巻には登場せず、前述のように素服の女房中にも見出せないからである。守屋氏は、上巻に上臈女房の一部が出仕していないことを述べて「あるは母のいとま、今一人はどうよりも籠りあて、この二三年参られず」とある点を検討され、房子は嘉承二年六月頃に生母の逝去に遭遇して服喪のために宮中から下がっていたと推論している。しかし、その過程では、「常陸殿すなわち藤原房子が日記の読者として選定された第一条件、「わがおなじ心にしのび参らせん人と、これをもろともに見ばや」という点から考えるに、嘉承二年六月現在において、『(二)三年参られず』といったこと堀河帝から疎遠な状態にあつた者ではなからう。」と述べて、房子を「讃岐典侍日記」下巻の常陸殿と考えることを前提にして推論を行うのである。更に、常陸典侍房子は、文学方面での事績や交流關係等の情報がこれまで

のところ皆無であり、従つて前掲の跋文の「三条件」で言えば、①と②は作者の同僚典侍とすれば問題ないであろうが、③「方人など」を持つ人という点では、必ずしも条件に合致しているとは言ひ難い。しかし、守屋氏はこの三つめの条件に関連して、「常陸殿の人となりは、『かたうどなどなからん人は、はえなき心地すれば』に示唆されるごとく、宮廷の男女から好意をもつて迎えられ、事の真相をも洞察し得る人物であつたと想像され、(以下略)」と述べて、前と同様の推論を行うのである。もとより、日記や和歌などの仮名作品にしても公卿日記などの史料にしても、現存するものから貴族社会の詳細を知ることには限界があるので、ある程度の推論は止むを得ないが、房子を「常陸殿」と見なした上での推論は、いささか本末転倒と言わざるを得ないであろう。その意味では、守屋説もなお少なからぬ問題を抱えていると言えよう。

2 「常陸殿」Ⅱ「肥後集」作者(宮崎説)の再考

これまでの「常陸殿」をめぐる諸説に、いずれも大なり小なりの問題があるのならば、「常陸殿」の候補となり得る人物を検討し続けることが必要であろう。そこで、堀河天皇や長子の周辺に存した女房で、「常陸」と呼ばれ、『讃岐典侍日記』下巻の常陸殿となり得る可能性のある一人として、『肥後集』の作者について、かつての宮崎氏の論とは別の視点から改めて検討してみたい。

『肥後集』作者は、肥前守(肥後守とも)藤原定成女、関白藤原師実仕えた女房で、肥後守藤原実宗の妻となつて肥後国に下向した事もあった。『肥後集』は師実仕えた時期の歌を収めた自撰家集で、師実の薨去後まもなく成立したと思われる。わたくしは以前、

師実薨去後、すなわち『肥後集』成立後の肥後の動向とその和歌について論じて、康和五(一一〇三)年頃から肥後が堀河天皇の同母姉である前齋院令子内親王に再出仕していたという見解を述べた。¹²⁾そこで指摘したことのうち、肥後の動向と呼称に関する点を簡略に示せば次の通りである。

A、『散木奇歌集』(一七二・三番)に、肥後の家の山吹を堀河天皇が召し、肥後が花に結びつけて奉った歌に俊頼が返歌したことが見える。肥後の歌は『千載集』(一一三番)にも採録された。B、『続後撰集』(一一三八・九番)に見える堀河天皇と肥後の贈答歌は、長治二(一一〇五)年三月五日に催された内裏歌会に關連したものである。

C、詠作年次は不明であるが、『散木奇歌集』第十・雑歌に収められた堀河天皇時代の連歌に、肥後が登場するものが複数あり、中でも天皇が肥後の句に付けるよう俊頼に命じている内容の詞書(一五六九番)が注目される。

D、肥後の女房名は夫藤原実宗の官職名によると考えられるが、その実宗は嘉承二年に常陸介となった。

A～Cの事績は『肥後集』には全く見えず、歌人として名譽な事柄が集に見られないことは、それが集成立以後の事であったと考えるのが自然であろう。『肥後集』中の詠作年次のわかる歌のうち最も新しいものは、師実薨去の前月(康和三年正月)乃至は康和四年五月であり、BはもとよりA・Cも集の成立後と考えることに大きな問題はない。¹³⁾そして、肥後がA～Cの如く堀河天皇と関わる形で歌を留め得たのは、その頃の肥後が令子内親王の女房として天皇に接することもある場所にいたためと思われる。

令子内親王は白河院の第三皇女で、誕生直後から師実夫妻の許で養育された、摂関家との繋がりが非常に強い人である。師実・師通の後見のもとに齋院を勤め、師通と師実が相次いで薨去した後は、康和四年十一月に内裏に入って弘徽殿に住むようになった。以後、二条堀河に里第が完成する嘉承元年まで、四年以上も堀河天皇に寄り添うように、内裏と堀河院に暮らし、天皇は折々に令子方を訪れて音楽や和歌に興じたことが知られる。¹⁴⁾『中右記』が里第上棟の記事中に「偏我君殊所令沙汰申御也(嘉承元年三月二日条)」と記したように、堀河天皇が大切にされた姉君である。師実家の女房であった肥後が、『艶書合』で歌詠み女房としての地位を得、更に『堀河百首』歌人となった頃に令子内親王の許に再出仕したのは、師実と内親王の関係や、内親王が内裏に住む上で優れた女房を必要としたであろうことから考えて、自然なことである。肥後が内裏で令子家の歌詠み女房として仕えていたならば、天皇付きの長子と接触する機会もあったであろう。そしてDに示した夫の任常陸介以後は、常陸と称されるようになった可能性がある。或いは実宗が常陸介となった年の十一月に、令子内親王が鳥羽天皇准母として皇后宮となったことも、呼称が変わる機会として関係したかもしれない。『散木奇歌集』では一貫して「肥後」又は「肥後君」と称され、『俊忠集』でも「大殿の肥後君」と記された肥後であるが、歌人として交際のあった人々からは従前の名で呼ばれるとしても、嘉承二年以後は常陸と呼ばれても不自然ではなく、令子内親王家女房となって以降に接触が生じた人々からは、後の呼称である常陸のほうで呼ばれた可能性もあろう。

宮崎氏も注目したように、肥後は堀河天皇を追慕する歌を俊忠と

交わしているが、堀河院歌壇のリーダー的存在であった源国信の『懐旧百首』巻末にも、国信と贈答した天皇崩御への哀傷歌を留めている。¹⁶『肥後集』以後の詠作は、『堀河百首』『永久百首』のほかには、勅撰集・私撰集と一部の私家集等に残された歌を除いて散佚しているが、令子内親王の女房として天皇に何度も接する機会があり、前掲A-Cのような事績を持つことから見て、肥後が崩御を悲しみ、在世の頃を偲ぶ気持ちを深く持っていたであろうことは想像に難くない。宮崎氏の指摘どおり、肥後は跋文の三条件の①堀河天皇を「偲びまゐらせ」る人に当てはまり、堀河院歌壇の女流歌人として③「方人など」持つことを十二分に満たす人物なのである。

ここで、視点を変えて、下巻の嘉承二年六月の泉見物の場面に戻り、併せてこれに続く扇引きの場面を含めて、常陸殿がどのように記されているかに着目したい。1で引用した部分の一部には、

…常陸殿といふ女房、「あなゆゆし。ただ参らせ給へ。『扇引きなど人々にせさせむ』などありし。御扇ともまうけて、待ちまゐらさせ給ふに」とあれば、この人たちに具して参りぬ。

とあるのだが、実は私家集を読んでいると、傍線部のような「○○といふ人」等の表現には比較的敏感になる。一般に、私家集では、詞書においてこのように表現される人物は、その集に名前が登場する人物の中ではごく少ないからである。次に具体例の一部を示す（全て詞書の一部抜き出し。引用は『新編国歌大観』により、適宜かなを漢字に直した）。

- a、前内侍といふ人、さかづきに…（斎宮女御・一七六）
- b、五節といふ人こころよせありて…（兼澄・一六）
- c、祭主輔親がむすめ大輔といふ人を…（和泉式部統・二八）

d、八つ橋といふうへわらは…（輔親・二〇二）

e、かうるといふあそびの…（伊勢大輔・一四六）

f、ちやうげんあざりとといふ人の…（伊勢大輔・一七三）

g、連歌といふ女房に、しのびて右中弁伊家もの申と聞こえけるが…（散木奇歌集・一五九〇）

これらの例から見て、「といふ」を用いて示す人物は、自身と関係の薄い、あまり親しくない人物であると考えられる。通常、親しい同僚たちや、異性でも顔見知り以上ならば、名や官職を呼び捨て式に記しており、「といふ」などの「距離感」表現とでも言うべき言い回しは使用しない。この傾向は女流日記にも当てはまると思われる。長子は同僚の一人を指すのに「○○といふ女房」と表現するのであるか。常陸殿を典侍房子とし、二人が親しかったと考えるのは、この表現問題に限って言えば疑問に思われる。

『讃岐典侍日記』には、このような「といふ」表現がこの他にも三カ所あり、すべて下巻に見える。その一つは、泉見物に続く「扇引き」の場面である。

…つとめて、「明るるや遅き」と始めさせ給ひて、人たち召し据えて、大式三位殿をはじめて、ゐ合はれたりしに、「先づ引け」と仰せられしかば、引きしに、「美し」と見しをえ引き当てで、中の悪かりしを引き当てたりしを、上に投げ置きしかば、「かかるやうやある」とて、笑はせ給ひたりしことを、但馬殿といふ人の、「家の子の心なるや。異人はえせじ」など、興じ合はれしに…（以下略）

「但馬殿」については未詳である。小谷野氏の注釈でも、天皇付きの女房で但馬と呼ばれた人物は鳥羽天皇時代の例しか見当たらない

とされる。他の二例は、

h、：宰相とてさぶらはるる人、「三位殿はいますこし近く参
らせたまへ。典侍殿は今のはづかし」といふを：

i、またの日、「出雲といふ女房のよみて、北面の壺の薄に結
びつく、：（中略）：とよみたりつれ」と聞くも、あはれな
り。

で、hは崩御翌年の三月、姉兼子と共に堀河院に参上して中宮の
三十講に列したことを述べた部分で、宰相は中宮篤子の女房である。

iは七月の一周忌後に人々と別れを惜しんだことを述べた件にあり、
誰かが長子に語ったらしい部分に「といふ」が使用されている。出
雲は素服を賜った掌侍であるが、ここは長子自身が「出雲といふ女
房」と表現したとは言えない例かと思われる。とすれば、確実に長
子が「距離感」のある表現を使用したのは、宰相・常陸殿・但馬殿
の三人に対してで、宰相の場合は中宮女房であるからこのように
言ったと解釈できる。すると、残る常陸と但馬についても、宰相と
同様の事情が考えられないだろうか。すなわち、常陸と但馬は、天
皇付き女房ではなく、中宮や前斎院令子の女房である可能性も生じ
るのである。但馬と呼ばれた女房が堀河天皇の許には見当たらない
のも、他所の女房であったならば納得されるのではないか。

次に、常陸や但馬を、「殿」を付して呼ぶ点にも注目したい。「常
陸殿」の候補が典侍などに求められるのは、殿が付くからには上臈
女房（守屋氏もそう述べる）と考えられるのが、一つの理由である。
では、殿が付されるのはみな上臈女房であろうか。『讃岐典侍日記』
で殿が使われるのは殆ど下巻である。上巻では、僅かに終りのあた
りで姉の兼子を「三位殿」と記すのみであり、それまでの箇所では

三人の天皇の乳母たちにも殿を付していないが、下巻に入ると、常
陸と但馬を除けば、四人に使用されている。それは、

j、三位殿（姉・兼子）

k、弁の三位殿（天皇乳母藤原光子。冒頭部）

l、弁の典侍殿（天皇乳母藤原悦子。嘉承二年の晦日）

m、典侍殿（長子本人。前掲本文hの部分に見える）

n、大和殿（実名未詳。素服を賜った女房であるが、典侍・掌
侍ではなく、命婦か。大嘗会の朝の贈答）

であり、j・k・lが乳母たちで、しかも複数見える姉の例を除い
て、残りは「弁の三位殿より御文」といへば、「弁の典侍殿の文」
といへば、「典侍殿は今のはづかし」といふを「大和殿より」と
いふ」と、みな会話で使用されている。上巻では「殿」を付さなかつ
た乳母たちに、下巻ではみな付しており、姉兼子を指す場合も、会
話の中で使用例が目立つ。天皇の闘病から死までを「記録する」
ことを意識して執筆された上巻と、私的な心情の吐露や回想が中心
となった下巻とでは、執筆姿勢から来る文体の相違が表れていると
見られる。下巻では周防内侍も二度名が見えて、長子と贈答もして
いるが、「周防内侍、後冷泉院におくれまゐらせて」という例と、
長子から「周防内侍のもとへいひやる」とあって、「殿」を付さ
ず冷静な筆致であるのが、会話文になっている「大和殿」の場合と
異なっている。こうした状況で使用されている「○○殿」を、上臈
女房を示すものとして、単純に常陸や但馬に当てはめて考えてもよ
いであろうか。

女流日記で女性に対する呼称として「殿」を使うのは、実はこの
『讃岐典侍日記』からであって、『更級日記』までは使用されていな

い。女性は同性を指して「○○殿」とは呼ばず、呼び捨ての形でない場合は「きみ」や「おもと」を使用したのだからである。院政開始ころから男性の使用する表現を女性も使うようになったものかと思われる。そして、「殿」が付されるのは上臈女房であるという、よく言われる原則が明瞭に見て取れるのは、『建春門院中納言日記（たまきはる）』である。『讃岐典侍日記』と『建春門院中納言日記』の間には、成立に百年余の隔たりがあり、『建春門院中納言日記』中の「女房の名寄せ」と呼ばれる建春門院女房の一覧は、嘉応承安（一一六九〜七四）頃、則ち『讃岐典侍日記』から六十年後の状況と見られる。試みに女流歌人の家集の詞書を調べて見ると、女性への呼称として「殿」が使用されていると思われる例は、

『出羽弁集』四例（人物二人。「宮の近江殿」「宮の宣旨殿」）

『二宮紀伊集』一例（七条宮の四条殿）

『小侍従集』一例（宮の内侍殿）

であった。実質二例見える『出羽弁集』は、永承六年の正月から秋までの記録と見られるが、「宮」は出羽弁の主人である章子内親王（後一条皇女、後冷泉中宮）、「宮の近江」は『栄花物語』巻二八の「近江の三位」と同一人物であるならば後一条天皇乳母、「宮の宣旨」は章子内親王の乳母である。『出羽弁集』では乳母に対して使用している可能性があるが、『二宮紀伊集』『小侍従集』を含めても全体としての「殿」の用例が少なかったため、これだけでは「殿」を使用する理由が明確とまでは言えないであろう。『讃岐典侍日記』に近い時期の男性の集では、女房に対して「殿」を用いる例が見えるが、同じ人物を「○○の君」とも呼ぶなど、こちらも上臈女房にのみ「殿」を使用しているのか否かは判断し難い状況である。従って、

『讃岐典侍日記』の時点で、女房について検討する上で「殿」の有無と身分の関係をどこまで考慮すべきか、難しいところである。会話と「殿」が関係するように見えるところから、この「常陸殿」「但馬殿」の場合には「殿」が上臈であることを示すというよりも、敬意を込めて呼ぶという気持ちの表れであるとも考えられる。

このように、従来は天皇に仕える女房の中に求められてきた「常陸殿」を、呼称などから検討して見ると、長子の同僚女房と見なすべき理由が希薄になり、一方、令子内親王に仕えた歌人肥後を「常陸殿」と考えることも強ち無理ではない状況が生じると言えよう。

3 「泉見物」記事の解釈とまとめ

以上、かつての宮崎氏とは別の方法で、『肥後集』作者が「常陸殿」である可能性を探ってみた。堀河院歌壇の女流歌人肥後を常陸と考えることは、跋文の三条件のうちの①と③では問題が無いことが以前から明らかであった。では、残る②「われをあひ思」う人である点は、どうであろうか。宮崎氏が肥後内侍を歌人肥後と同一人物に考えたのは、②のこともあったからであろう。令子内親王に仕えて、天皇付き女房とも接触があったと思われることだけでは、②の条件を十分に満たすとは言えない点がある。常陸殿が「泉見物」の場面で、堀河天皇の「扇引き」の心づもりを知っていて長子に帰参を促した事情についても考察を必要とするであろう。

守屋氏はこの場面に登場する常陸殿について、「ことはづよく長子の宮中帰参を勧誘したのは、長子を欠いては堀河帝の心を慰藉することが半減することを、熟知して」いたとして、「常陸殿の訓戒めいた言辞はきわだつ。…これだけの口吻をもって長子に相対する

ことができたというのは、両者の関係が他の女房関係に倍して親密なるものであった」と述べる。しかし、仮に常陸殿を長子の同僚女房に求めない立場をとるならば、常陸殿の言動にも別の解釈が成り立つのではないだろうか。

嘉承二年六月、内裏は堀河院で、中宮も共に堀河院にいた。令子内親王は里第にいたが、それは堀河院と二条大路を挟んだ北側に作られたものらしい。¹⁹⁾「堀川の泉」がどこを指すのか不明だが、女房等が車で出かけて遊興するところから、少し離れた場所であったろうか。1で引用した箇所を読むと、当日、長子は一人先に行き、後から車二両に乗った女房らがやって来た。その面々が「日ぐらし遊びて帰りしに」、長子は余所で泊まって帰ろうと思つて「とどまりしを」、常陸殿が強く帰参を促したので、「この人たちに具して参りぬ」とある。叙述からは、常陸殿は後からの「車二両」でやって来た女房の一人かと考えられ、後から来たのならば、先発した長子が知らない「扇引き」の準備のことを知っていた可能性がある。言葉強く帰参を促したことも、常陸殿がこの日の一行中では年嵩であったとするならば、相手が天皇の寵愛を受ける典侍であってもあり得ないことではないと思われる。

中宮篤子方女房や、前齋院令子方女房が、上の女房たちとどこまで接触や交流があったのか、具体的などころは不明であるが、中宮方や令子方で催される管絃や和歌、或いは清涼殿で行われる催し等で、他に仕える女房等が同席することが皆無であったわけではないであろう。天皇側近の廷臣たちと、別々の家に仕える歌詠み女房らで行われた『艶書合』や『堀河百首』の場合を考えると、堀河天皇が主導して行われる催しでは、女房等もその所屬に縛られることな

く関与した可能性が考えられる。「泉見物」や「扇引き」もまた、そうした上の女房だけに限定されない催しの一つであったことも考えられよう。無論それは『讚岐典侍日記』には書かれていないことであつて、想像の域を出るものではないが、このような観点から考察することも決して無意味ではないと思われる。

さて、長子と令子方女房の肥後らの間にある程度の交流があつたと見て、跋文の条件②がある程度満たされたとしても、それで問題がすべて片づくということではない。肥後が常陸と称されるようになった時期が早くても嘉承二年であることも、肥後Ⅱ「常陸殿」を言う上で少し弱い点として残るであろう。しかし、本稿は、強いて「常陸殿」は肥後であると主張しようというものではない。定説化しつつある「典侍藤原房子」説に対して生じた疑問点を提示し、「歌人肥後」説を検討する作業を通して、一度は否定された宮崎莊平氏の考察にもなお耳を傾けるべき点はあることを指摘したのである。「常陸殿」問題は、どの説にも絶対的な証拠がない以上、出来る限り様々な角度から十分に検討されるべきものであると、わたくしは考える。

注1) 守屋省吾「日記の披見者『常陸殿』」(『平安後期日記文学論—更級日記—讚岐典侍日記—』昭和58年 新典社)等。

2) 宮崎莊平「讚岐典侍日記の『常陸殿』について」(『国文学』昭和44年11月号)による。

3) 玉井幸助『讚岐典侍日記通釈』(昭和11年 育英書院)ほか。

4) 石井文夫 校注・訳『讚岐典侍日記』(『日本古典文学全集18所収 昭和46年 小学館』以降、この解釈が多い。小谷野純一『讚岐典侍日記全

評釈(昭和63年 風間書房)等も同じ。

(5) 『中右記』の表記による。玉井氏の原文では割り注の形にはなっていない。

(6) 玉井氏前掲注(3)。

(7) 宮崎氏前掲注(2)。

(8) 「永久百首」の「常陸」は「肥後守定成女本名肥後皇后宮女房」と注されており、肥後と同一人物と知られる。

(9) 『俊忠集』(桂宮本)一九―二三番。肥後が花見の帰りに堀河院を偲ぶ歌を俊忠に届けたが、俊忠が贈り主を誤解して中宮篤子方に返歌し、後に肥後と解って贈答した、その一連の遣り取り。前掲注(2)の宮崎論文では肥後の歌のみ引用されている。

(10) 守屋氏前掲注(1)。但し、論の初出は『平安文学研究』(第四七輯 昭和47年11月)

(11) 守屋氏前掲注(1)による。

(12) 拙稿「令子内親王家の歌人肥後―『肥後集』以後の和歌活動―」(『和歌文学研究』九十二号 平成18年6月)

(13) 集の末尾に康和四年五月の『堀河院艶書合』の歌があるが、その歌が前番と後番とあるうちの後番のみである事など不審もあり、後人の追加の可能性も少なくない。末尾の歌が後の追加ならば、最も新しい歌は康和三年正月のもの(忠実の右大臣大饗の折)となる。

(14) 『中右記』及び『殿暦』による。堀河天皇と令子内親王の動静を整理した年表も、古池由美『堀河朝の文学―堀河天皇の動静を中心として―』(平成12年7月 新典社)にある。

(15) 『二条太皇太后宮大式集』より(適宜漢字をあてた)

うちの御前の、おほむこと弾きあそばせおはしますを、聞き参らせ
て

琴の音はうへまつかぜに通ひけり千歳を經べき君にひかれて (一八四)

うちの御前に、隠し題に詠みにくき物とおほせられしついでにかや

(一九七番詞書)。

(16) 拙稿注(2)参照。贈答は二組ある(適宜漢字を当てた)。

さてその頃、例ならざりしを人のとひたりしかば

尽きもせず憂き世に物を思へとや限りのたびもかけ留むらむ

かへし

肥後

我も世に生きたる程は生き留まれ君をぞ君がかたみとはする

同じ人

君ならで見しよの夢も誰とかは語りあはせて音をも泣かまし

かへし

くれ惑ひあくがれにける心には昔語りもえこそせられね

(17) 久保木哲夫「出羽弁集考」(『講座平安文学論究』)昭和58年 風間書房)による。

(18) 『江御集』四七〇番詞書に「京極のつのみきものもとへつかはす」とあり、

四七二番にも「七月七日、又、つとのへつかはす」とあるが、「京極の撰津の君」と「撰津殿」は同一人物(令子内親王家撰津)を指すと考えられる。男性歌人の集で女房の呼称に「殿」を付す例は他に『行宗集』などがある。

(19) 古池由美『堀河朝の文学―堀河天皇の動静を中心として―』(平成12年7月 新典社)の一九六頁。